

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第2号

新潟市水道局契約規程の一部を改正する規程

新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の表中「250万円」を「400万円」に、「160万円」を「300万円」に、「80万円」を「150万円」に、「50万円」を「100万円」に、「30万円」を「50万円」に、「100万円」を「200万円」に改める。

第31条第2項第1号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第2号中「250万円」を「400万円」に改める。

第46条ただし書中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。